地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和 48 年度
計画見直し年度	昭和 57 年度
	平成5年度
	平成 14 年度
	平成 23 年度
	平成 24 年度
	令和3年度
	(本計画)

栗東農業振興地域整備計画書

令和4年5月

滋賀県栗東市

目次		
第1	農用地利用計画	1
ر داد 1		
1	(1) 土地利用の方向	
	(2) 農業上の土地利用の方向	
2	(2) 展業工の工地利用の分向 農用地利用計画	
ェ 第 2	農用型型用	
ж-2 1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	
1	(1) 農業生産基盤の整備方向	
	(1) 展業生産基盤の管理と保全対策	
2	(2) 展来生産基盤の10年で、主対収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	展来生産基盤開発計画	
3 4	************************************	
第3	他争未との角座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ある 1	展用地等の保主計画 農用地等の保全の方向	
1	展用地等の保主の方向	
	(1) 地区別の状況	
2	(2) 保主の方向	
3	展用地等の保全のための活動 1	
3	(1) 集落ぐるみ農業の推進 1	
	(1) 果裕くるみ辰杲の祖連	
	(3) 農地の有効利用の推進	
4	(3) 展地の有効和用の指達	
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ 総合的な利用の促進計画 1	
بر مح	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向1	
1	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	
2	農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策1	
2	(1) 農用地等の流動化対策	
	(2) 農作業の受委託対策	
	(3) 農作業の共同化対策	
	(4) 農業生産組織の活動促進対策	
3	森林の整備その他林業の振興との関連	
第 5	······ — ···· - · · · · · · · · · · · ·	
1		
	農業近代化施設の整備の方向 1	
_	農業近代化施設の整備の方向	
1	(1) 目標とする農業生産技術体系および農業生産組織の考え方	17
1	(1) 目標とする農業生産技術体系および農業生産組織の考え方	17 18
	(1)目標とする農業生産技術体系および農業生産組織の考え方 1 (2)生産、流通、加工の施設整備構想 1 (3)農業近代化施設整備の基本的考え方 1	17 18 18
2	(1)目標とする農業生産技術体系および農業生産組織の考え方	17 18 18
2 3	(1)目標とする農業生産技術体系および農業生産組織の考え方 1 (2)生産、流通、加工の施設整備構想 1 (3)農業近代化施設整備の基本的考え方 1 農業近代化施設整備計画 1 森林の整備その他林業の振興との関連 1	17 18 18 18
2 3 第6	(1)目標とする農業生産技術体系および農業生産組織の考え方 1 (2)生産、流通、加工の施設整備構想 1 (3)農業近代化施設整備の基本的考え方 1 農業近代化施設整備計画 1 森林の整備その他林業の振興との関連 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 1	17 18 18 18
2 3 第6 1	(1)目標とする農業生産技術体系および農業生産組織の考え方 1 (2)生産、流通、加工の施設整備構想 1 (3)農業近代化施設整備の基本的考え方 1 農業近代化施設整備計画 1 森林の整備その他林業の振興との関連 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 1	17 18 18 18 19
2 3 第6 1 2	(1)目標とする農業生産技術体系および農業生産組織の考え方 1 (2)生産、流通、加工の施設整備構想 1 (3)農業近代化施設整備の基本的考え方 1 農業近代化施設整備計画 1 森林の整備その他林業の振興との関連 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 1 農業就業者育成・確保施設整備計画 1	17 18 18 18 19 19
2 3 第6 1	(1)目標とする農業生産技術体系および農業生産組織の考え方 1 (2)生産、流通、加工の施設整備構想 1 (3)農業近代化施設整備の基本的考え方 1 農業近代化施設整備計画 1 森林の整備その他林業の振興との関連 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 1	17 18 18 18 19 19

農業従事者の安定的な就業の促進の目標......21

森林の整備その他林業の振興と関連 23

1

3

hh .	_	44. ١٠	T TER 14	- 14 =n.		s <i>t</i> - 1 ++	=1=	_													
第	3	生活	舌環境	1他設	(ひ)	坠傭	計區	凹 .						 	 	 	 	 	 	• • • •	24
	1		5環境		_																
		(1)	A地	区										 	 	 	 	 	 		24
		(2)	B地	区										 	 	 	 	 	 		24
2	2	—	5環境			_	, -			- 0114											
;	3	森林	木の整	備そ	の作	也林	業0)振	興と	(D)	関:	連.		 	 	 	 	 	 		24
4	4	その	つ他の	施設	の彗	整備	にも	系る	事業	きと	の	関連	Ĕ.,	 	 	 	 	 	 		24
第:	9	附	义	(別	,	忝)								 	 	 	 	 	 		25
5	別記	3	隻用 地	利用	計值	ച								 	 	 	 	 	 		26
		(1)	農用	地区	域.									 	 	 	 	 	 		26
		(2)	用途	区分										 	 	 	 	 	 		27

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1)土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、滋賀県の湖南地域の中程に位置し、北は守山市と野洲市、東・南は湖南市、西は大津市と草津市に接しており、社会的にも歴史的にも重要な交通の要所として栄えてきました。大阪の中心まで約60km、京都へは約25km、名古屋へは約85kmの距離にあり、東西方向に国土幹線であるJR琵琶湖線、JR東海道新幹線、名神高速道路、国道1号・8号が横断しています。

地形は、南部に標高 693m の阿星山を最高峰とする金勝連脈より広がる丘陵地帯が市の 面積の半分を占め、北部に近江盆地の沖積平野の一部を形成し、北西方向に緩やかに傾斜 しています。

また、西部には草津川、北東部には野洲川があり、それぞれ琵琶湖に注ぐ代表的な河川であり、琵琶湖南湖の主要な流水域上にあります。

地質は、沖積層第四紀層に属し、粘土岩、砂岩等で、金勝川流域と葉山川流域は砂質壌土であり、中間帯は壌土であり、気象は、最高気温が 38.8 \mathbb{C} $(8 \, \mathrm{J})$ 、最低気温が-1.7 \mathbb{C} $(2 \, \mathrm{J})$ 、年間降雨量が 1,603mm となっています $(2020 \, \mathrm{F})$ 。

本市の土地総面積は 5,269ha であり、美しい自然と景観に恵まれた市全土に約 70,000 人の人口を擁し、現在もなお人口の増加傾向は続いています。

また、都市化の進展から、本市の土地利用は、平成 22 年(2010 年)から令和 2 年(2020年)の間に、市内の農地と森林がそれぞれ 117ha、24ha 減少し、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいます。

農家戸数は、694戸(2020年農業センサス)となっています。

農業振興地域は約 1114. 26ha で市域全体面積の 21. 2%を占め、土地利用の内訳は農用地 582. 1ha、農業用施設用地 0. 6ha、山林原野 63. 8ha、その他 467. 9ha であり、その内、農業 振興地域内の農用地区域の総面積は 483. 9ha となっています。(令和 4 年 4 月 1 日現在)

農業生産にとって基礎的な資源である農地は、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承など、農業生産活動を通じて多面的な機能を発揮しています。

そうした中で、本市の農業においても、市街化の進展により農地が減少し続け、さらに 急速な農業従事者の高齢化の進行により、後継者不足が深刻な課題となっています。

そのような状況の中で、国においては、令和2年12月に「農用地等の確保等に関する基本指針」が変更され、食料の安定供給を将来にわたって確保するため、優良農地の確保、維持・保全と有効利用に向けて、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図ることが示されました。

滋賀県においては、同基本指針をふまえた「滋賀県農業振興地域整備基本方針」(令和4年2月変更)において、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域に設定し、農

業振興施策を計画的かつ集中的に実施するとともに、編入要件を満たす農地の積極的な編入等の取り組みを通じ、優良な農地の確保と保全ならびにその有効利用を図るとしています。

本市においても、安心で安全な食料の安定的な供給に向けて、将来にわたって優良な農地を確保する必要があります。このため、農用地区域内農地は原則として除外せず優良農地として保全に努めます。また、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項各号の定める基準により、農地の農用地区域への編入を促進することにより、農業の持続的な発展を目指します。

確保すべき農用地等の面積の目標設定の基準年を令和2年として、目標年を令和11年とします。

○農業振興地域内の土地利用の現況と目標

	農月	月地	農業用加	拉設用地	森林	原野	そ0)他	農業振興地域計		
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	
	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	
現 在 (令和2年)	582. 09ha	52. 24%	0.60ha	0.05%	63.77ha	5. 72%	467. 81ha	41.98%	1114. 26ha	100.0%	
目標(令和11年)	555. 99ha	49.9%	0.60ha	0.05%	78.17ha	7. 02%	479. 51ha	43. 03%	1114. 26ha	100.0%	
増減	-26. 1ha	_	0ha	_	14. 4ha	_	11.7ha	_	0ha	_	

- (注) 1 小数点以下を四捨五入しているため、各項目の和が合計値と異なる場合がある。
 - 2 目標(令和11年)は、第六次栗東市総合計画及び栗東市農業振興基本計画の目標年による。
 - 3 目標(令和11年)の面積は、基準時(令和2年)の「令和2年 確保すべき農用地等の面積目標の達成状況調査」を基に、令和2年の土地利用の変化を基準年から目標年までの各年に当てはめ算出した。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域 1114.26ha のうち、a~c に該当する農用地等 483.88ha について、農用地 区域を設定する方針です。

- a. 集団的に存在する農用地 10ha 以上の集団的な農用地
- b. 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く)の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業用用排水施設の新設又は変更(いわゆる不可避受益地を除く。)
 - ・ほ場整備
 - ・客土、暗渠排水、切り盛り等
- c. a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図る ためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが 必要なもの
 - ・高収益を上げている園芸用施設の集団
 - ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農 地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地 等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の 合理化を図ることが適当な土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農地

ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めません。

(a) 集落区域内に介在する農用地で団地規模が 10ha 以下の農用地

該当集落数

該当農用地面積

30 集落

約 34ha

(b) 自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる 次に掲げる農用地

農業委員会により非農地判断された土地(農地法上の非農地) 約 3ha

(c) その他

都市計画道路の計画沿線等に含まれる農地 その他

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針として 現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある ものについて、農用地区域を設定します。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定します。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 特になし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地利用等の方針

農業上の土地利用の方向としては、需要に応える農産物づくりを進めるための水田の有効利用や、各作物の生産振興に資する土地利用を図ります。

また、近隣に大消費地があることから、消費者と連携して、農産物直売施設を利用した 地産地消の推進や、環境に配慮した栽培を行い、安全・安心な農産物を生産し、環境保全 に積極的に貢献することにより、地域ぐるみで農地の保全を図ります。

○農業振興地域内農用地区域の現況および将来目標(地目別面積総括表)

	E	В	火	田	樹園	園地	その	D他	計		
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	
	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	
現 在 (令和2年)	400. 46ha	82.8%	22. 37ha	4.6%	2. 94ha	0.6%	58. 08ha	12.0%	483. 85ha	100%	
目 標 (令和 11 年)	400. 46ha	82.8%	22. 37ha	4.6%	2. 94ha	0.6%	58. 08ha	12.0%	483. 85ha	100%	
増減	0	_	0		0	_	0		0	_	

- (注) 1 小数点以下を四捨五入しているため、各項目の和が合計値と異なる場合がある。
 - 2 目標(令和11年)は、第六次栗東市総合計画及び栗東市農業振興基本計画の目標年による。
 - 3 目標(令和11年)の面積は、基準時(令和2年)の「令和2年 確保すべき農用地等の面積目標の達成状況調査」を基に、令和2年の土地利用の変化を基準年から目標年までの各年に当てはめ算出した。
 - 4 令和2年における農用地区域の編入および除外が無かったため農用地区域内の農用地面積の増減はない。

イ 用途区分の構想

農用地利用計画は、A地区とB地区の2地区に分けて策定し、その土地利用区分及び地目別構想は次のとおりです。

○土地利用区分の現況および将来目標

単位:ha

	lule test		農地		i	採草放牧地	Į.	農	業用施設用	地		計	
	地区	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
	A - 1	25. 35	25. 35	0	1	_	1	0.08	0.08	0	25. 43	25. 43	0
A	A - 2	88. 78	88. 78	0	1	_	1	0.12	0.12	0	88. 90	88. 90	0
地区	A - 3	41.81	41.81	0	1	_	1	0	0	0	41.81	41.81	0
	計	155. 94	155.94	0	1	_	1	0.19	0.19	0	156. 13	156. 13	0
	B - 1	121.03	121.03	0	1	_	1	0.20	0.20	0	121. 23	121. 23	0
В	B - 2	39. 73	39. 73	0		_		0	0	0	39. 73	39. 73	0
地区	B - 3	109.07	109.07	0		_	_	0.21	0. 21	0	109. 28	10. 928	0
	計	269.83	269.83	0		_		0.41	0.41	0	270. 24	270. 24	0
	総計	425.77	425.77	0	l	_	ı	0.60	0.60	0	426. 37	426. 37	0

- (注) 1 小数点以下を四捨五入しているため、各項目の和が合計値と異なる場合がある。
 - 2 地区の範囲:A-1地区・・・霊仙寺・北中小路・十里
 - A-2地区・・・大橋・宅屋・中・蜂屋
 - A-3地区・・・伊勢落・林・六地蔵・小野・辻
 - B-1地区・・・下戸山・岡・目川・上向、下向、川南
 - B-2地区・・・浅柄野・美之郷・雨丸
 - B-3地区・・・山入・辻越・蔵町・片山・走井・成谷・井上・東坂・観音寺

○農地の地目別面積の現況および将来目標

単位: ha

	lule too		田			畑			樹園地	1		計	
1	地区	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
	A - 1	25. 08	25. 08	0	0.27	0.27	0	0	0	0	25. 35	25. 35	0
A 地	A - 2	88. 22	88. 22	0	0.55	0.55	0	0	0	0	88. 78	88. 78	0
区	A - 3	41.61	41.61	0	0.20	0.20	0	0	0	0	41.81	41.81	0
	計	154. 92	154. 92	0	1.02	1.02	0	0	0	0	155. 94	155.94	0
	B - 1	118.86	118.86	0	2. 17	2.17	0	0	0	0	121.03	121.03	0
B 地	B - 2	19. 36	19. 36	0	17. 43	17. 43	0	2.94	2.94	0	39. 73	39. 73	0
区	B - 3	107. 32	107.32	0	1.75	1.75	0	0	0	0	109.07	109.07	0
	計	245. 54	245. 54	0	21. 35	21. 35	0	2.94	2.94	0	269. 83	269.83	0
	計	400. 46	400.46	0	22. 37	22. 37	0	2.94	2.94	0	425.77	425.77	0

- (注) 1 小数点以下を四捨五入しているため、各項目の和が合計値と異なる場合がある。
 - 2 地区の範囲:A-1地区・・・霊仙寺・北中小路・十里
 - A-2地区・・・大橋・宅屋・中・蜂屋
 - A-3地区・・・伊勢落・林・六地蔵・小野・辻
 - B-1地区・・・下戸山・岡・目川・上向、下向、川南
 - B-2地区・・・浅柄野・美之郷・雨丸
 - B-3地区・・・山入・辻越・蔵町・片山・走井・成谷・井上・東坂・観音寺

(ア) A地区 (葉山・大宝地区)

主に野洲川水系に属するA地区の現況田 154.92ha、現況畑 1.02ha は、肥沃な農地で、多くが古代の条里制による区画割がされたと考えられ、概ね 10a 単位での区分と 1 ha での纏まりで整理された成形の農地が多く用排水も整備されていることから、農地は水田による水稲を中心に高度に利用されてきました。一方、不正形でいわゆる「田越し」農地もあることから、将来的には地域の合意に基づくほ場整備等による合理的な土地利用の可能性を検討しつつ、水田での水稲を基本とした土地利用を推進します。

営農体系としては、集落営農と認定農業者により主要作物である水稲を中心に、麦・大豆などの戦略作物をブロックローテーションで生産するほか、都市近郊の地理的条件を生かした施設園芸によるイチゴ・トマト・キュウリなど高収益を得ることができる生産に適した土地利用を推進するとともに、A-3の六地蔵地域では、1 筆 1ha 単位のほ場整備による農地利用が進みさらなる機械化の条件に恵まれることから、水稲、麦、大豆作と併せ野菜等、高収益作物の生産に適した土地利用を推進します。

A-2 地区では、農業近代化施設として経営基盤確立農業構造改善事業により設置した栗 東農畜産物処理加工施設(道の駅アグリの郷栗東)が位置することから、本市農産物を加 工・販売等することにより本市農業の情報発信拠点として活用します。

A地区は、本市の人口が集中している地域であり、人口増加と都市化が進む地域となっていますが、まとまりのある農地は効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手へ集積・集約を進める必要があることから、都市計画と農林業との調整を図ることにより土地利用の適正化に努めるとともに、生産性の高い農用地の保全・確保を図ります。

(イ) B地区(金勝・治田地区)

主に金勝川水系に属するB地区の現況田 245.54ha、現況畑 21.35ha、現況樹園地 2.94ha は、山間農地が多く、集落から離れ、狭小で、用水の確保に苦労した農地が多かったため、先人が日々の苦労を重ね守り育ててきました。このため、昭和 56 年から平成 12 年までに 303.13ha の農業基盤整備事業のほ場整備に取り組むとともに、貯水効果のある砂防用の平谷ダムや農業用ため池の桂谷池の建設により安定的な農業用水を確保することが出来るようになり、優良農地としての土地利用を可能としました。一方、山間傾斜地での農地で一筆面積の狭い棚田が集積している地域もあり、中山間特有の畦畔管理をはじめ山間部からの有害鳥獣の進入があるなど、平野部と比較し耕作条件の厳しさも有する地域となっています。

営農体系としては、ほ場整備された農用地にて集落営農と認定農業者により主要作物である水稲を中心に、麦・大豆などの戦略作物をブロックローテーションで生産しますが、山沿いの農地では湿田といった土壌性質により、麦・大豆の生産がままならない地域も存在するため、水田作を基本とし土壌性質の見合った土地利用を推進します。また、B-2の浅柄野地区は、野菜生産団地として昭和23年頃に開拓された本市唯一の畑作地域であり、現在では認定農業者をはじめとする専業農家が施設園芸による軟弱野菜の生産を旺盛におこなうほか、自然環境の豊かさを背景に平地飼いによる採卵鶏の飼育がおこなわれています。B-3の走井、成谷、東坂などの清流の地域では「こんぜ清流米」など水資源にこだわ

りのある米の栽培を行っています。このように地域により特色のある農業生産が行われる B地域において、平野部と遜色のない優良農地であるB-1 では、水稲を中心に、麦・大豆 などの戦略作物をブロックローテーションで生産するほか、都市近郊の地理的条件を生か した施設園芸によるイチジクの生産を推進し、山間農地を含むB-2、B-3 の農地地域では、 水稲を基本に自然環境や生産技術にこだわる農業生産を可能とする土地利用や軟弱野菜に 特化した施設園芸の団地化をはじめ、自然条件・都市近郊の地の利を生かした果樹等の生 産を可能とする土地利用を推進します。また、山間部での日照・水利・湿田に加え有害鳥 獣被害等、耕作条件が格段に悪く営農継続が困難な農地では、農業委員会の意見を踏まえ 農業振興をするべき農用地の見極めを行います。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとします。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業の近代化の促進に必要な農業生産基盤の整備は、生産性の高い農業や高付加価値型農業 等への展開のために必要不可欠です。以下に基本方針をまとめます。

(1)農業生産基盤の整備方向

ア 土地改良事業の推進

農用地の改良、開発、保全および集団化など、農業生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善を図るため、貯留池・水路などの農業用排水施設や農業用道路など、集落等による土地改良施設の整備を支援します。

A地区を受益地とする国営農地防災事業によりダムや頭首口の改修がされました。また、 A地区を受益地とする県営農業用水再編対策事業に取り組みました。今後も営農環境の改善を図ります。

イ ほ場整備事業の推進

は場整備事業の促進により、宅地開発や交通網の整備により分断された農地や小規模で形 状が悪い農地等の区画形質を変更し、農業生産性の向上と農地の利用集積を促進するなど、 農業振興地域内の未整備田の解消を図ります。

ウ 土地改良区等運営への支援

農地情報図の基盤となる地図を整備し、農地の所有や利用の状況等に関する情報等を関係機関が共通して収集し、土地改良区等の農業基盤の整備・保全への主体的な活動を支援します。

(2) 農業生産基盤の管理と保全対策

ア 農地の確保・有効利用の促進

面的なまとまりを重視した担い手への農地の利用集積の加速化や、大区画化等の基盤整備を推進します。

イ 農業用水の安定供給の確保

生産性の高い農業や高付加価値型農業等の展開のため、農業用水利施設のライフサイクルコスト(建設・維持管理等にかかるすべての費用)の低減を図り、既存の農業水利施設の劣化状況や施設の規模に応じた整備・更新をきめ細やかに行うアセットマネジメント手法を活用して、効率的・効果的な保全更新対策を計画的に進めます。

ウ 農地の多面的機能向上の推進

農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図るため、集落ぐるみで効果の 高い共同活動と集落営農組織等により先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援します。

2 農業生産基盤開発計画

事業の種類	事業の概要	受益0	の範囲	備考	対図
ず未り 性規	事業の佩安	受益地区	受益面積	·加ク	番号
ほ場整備	基盤整備等	六地蔵	28. 6ha	平成 29 年~ 令和 4 年完了予定	1

⁽注) 県営経営体育成基盤整備事業 (六地蔵地区) において、現在事業計画変更の作業中。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

金勝・治田地区については、林野率の高い地域であり、本市の「森林整備計画」との整合性 を保ちつつ、生産森林組合を中心に林業構造の整備に努めます。

4 他事業との関連

本市総合計画などの上位計画や都市計画マスタープランとの整合を図りながら、優良な農用地の保全を図ります。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

(1)地区別の状況

A地区では、急激な都市化の進展により、農業後継者が育成されにくい状況であり、農業への魅力がなくなると、農地を他の用途への転用が進む恐れがあります。

B地区、山間農地については、鹿、イノシシ等の野生動物の増加により営農環境が悪化しており、獣害対策などを行わないと農作物が甚大な被害を受けます。

そのため、農作物を獣害から守るため、電気柵、防除網、捕獲檻等を設置する必要があることから、これらに要する労働等が大きく負担となり、営農を放棄する農地が増加する恐れがあります。

このことから、優良農地の集団が壊れ営農環境が悪化することを防止するため、集落ぐる みでの獣害対策に取り組んでいます。

(2) 保全の方向

農業従事者の高齢化等に伴い、山間部を中心に耕作放棄地は増加しております。限りある 資源を有効に活用するため、良好な営農条件を備えた農地を保全し、健全で持続的な営農を 図る必要があります。

そのため、安全・安心な食料の消費者への提供と将来的な食料自給率の向上を図るため、 面的に集積された農地を保全していくことが重要です。

また、農用地の機能低下の防止のためには、効率的かつ安定的な農業を営むことにより農業者の所得の安定化が重要であり、経営体への農地の集積を進め、生産性の高い農用地の保全・確保を図ります。

また、集落ぐるみで農地や農業施設を守るため「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」に取り組み、市民が農業農村の価値を理解し、保全を図るという取り組みを支援します。

今後進めるべき耕作放棄地の再整備については、耕作放棄地の所有者の意向を確認し、担い手や営農組合に集約することにより、耕作放棄地を再生・利用する取組を支援します。

また、山間農地の保全のために、集落ぐるみでの鹿、イノシシ等の有害鳥獣駆除対策や獣の農地への進入防止対策を支援します。

2 農用地等保全整備計画

3 農用地等の保全のための活動

経営所得安定対策等の的確な運用による農業経営の安定化、認定農業者や集落営農組織などの地域農業の担い手に対する農地の利用集積等の取り組みや農地保全のための各種施策を通じて、不作付け地等農作業されていない農地の減少を図るとともに、耕作放棄地の発生抑制・再生に努めます。

(1) 集落ぐるみ農業の推進

集落内の話し合いによる合意形成を助長する中で、適地適作を基本にブロックローテーションによる麦、大豆等の集団化を図り、主要な作物である小麦(びわほなみ)、大豆(フクユタカ)、黒大豆(早生黒大豆)の担い手への集約と生産拡大に努め、不作付け地の解消を図ります。

(2) 環境と調和のとれた農業生産活動規範の実践

①滋賀県認証環境こだわり農産物の推進

金勝川水系、野洲川水系の河川流域のため、環境こだわり農産物の栽培拡大を通じて、 琵琶湖と農地・水・環境の保全を図ります。

②水田の持つ多面的機能の発揮と景観と調和のとれた良好な営農条件の確保

水田の持つ保水効果などの多面的機能と農地の持つ生態系、景観、国土保全、文化の伝 承など、多面的な役割を市民に理解していただくよう啓発を行います。

また、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るため、集落ぐるみで農地、農業用水等の施設の保全と長寿命化に努めます。

③農業用廃プラスチックの適正処理

農業で排出されるプラスチックごみなどの産業廃棄物については、農業関係団体等により 適正処理に努めます。

④地力の維持増進対策

環境に配慮した農業を展開するため、減農薬栽培などの環境に調和した農業の推進と有機肥料の散布、また地力の増進となり景観にも配慮したレンゲ等のカバープランツの栽培を促進します。

(3)農地の有効利用の推進

不作付農地をなくすため、集落営農組合などの担い手へ農地を集約し、麦跡の大豆作付や、 水稲跡の野菜の作付けなど農地の高度利用を推進し、農地の有効利用を図ります。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ 総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の優良な経営事例を踏まえ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並の生産所得に相当する農業所得を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目標とします。

ア 作物別の農業経営の目標

米をはじめとして野菜、花き、果樹、畜産などの経営について、優れた経営能力と生産技術を持った経営体の育成に努めます。

米については、土づくりや環境にやさしい営農を推進するとともに、環境と調和した農業の展開と農業排水における濁水防止対策を実施し、消費者などから求められる、安全で安心な美味しい栗東産米の生産を基本として、「栗東米」のブランド化を図り、経営体の育成を進めます。

麦、大豆等については、適地適作、市場原理に対応出来る品種の選定を行いながら担い手を中心とした集団栽培を誘導することにより、良質で収益性の高い経営を推進します。

野菜、花き、果樹については、減農薬・減化学肥料栽培等により環境にやさしい営農を目指しつつ農作業の省力化による生産コストの低減や新技術の導入を図るとともに、消費者ニーズに応える高品質、高収益な品種の導入等を図り、都市近郊農業の利点を活かした販売方法による農業経営を推進します。

畜産については、悪臭や水質汚濁の防止など周辺環境との調和する飼育管理技術の向上などにより、経営体の育成を推進します。また、関係機関団体と緊密な連携のもとに就農相談や就農研修等を実施し、資質の向上を図るとともに、就農しやすい環境条件を整備し、若者等の就農を進めます。

イ 営農類型の目標

本市における主要な営農類型については、次のとおりです。

○主要な営農類型

営農類型	経営規模 (ha)	作物構成				
水田作	水田延べ 27. 0ha	水稲・麦・大豆 +作業受託				
水田作+露地野菜 (従事者2名+常時 雇用2名)	水田延べ 60.0ha	水稲・麦・大豆・野菜				
水田作 (1集落)	水田延べ 30.0ha	水稲+麦+大豆				
露地野菜+水田作	水田延べ 18.0ha	露地野菜+水稲・麦・大豆 +作業受託				
施設野菜 専作経営	パイプハウス 5,000m²	軟弱野菜				
施設野菜専作経営+ 観光農園+加工	パイプハウス 2,500m ²	果菜類				
花き専作経営	パイプハウス 3,000m²	施設花き				
果樹専作経営	パイプハウス 2,500m²	果樹				
観光果樹園、加工	露地栽培 5,000m²	果樹				
養鶏	養鶏 1,000 羽	鶏卵				

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農地については、需要に応じた米の計画的生産と農地を有効に活用した麦、大豆等の本格的生産の定着・拡大を図るため、利用権設定や農作業受委託による利用集積を促進するとともに、未整備地域にあっては、環境との調和に配慮しつつ、積極的にほ場整備を推進します。

さらに、農家が連携協力していく体制のもと、農地中間管理機構の主体的な取り組みにより、地域の話し合いを通じて策定される「人・農地プラン」等、中間管理事業による農地の集積・集約化の積極的な促進を図り、担い手への農地利用集積を推進します。

施策項目別の誘導方向は次の通りです。

①農用地等の流動化

集落・地域レベルにおける話し合いを通じ、地域の実情に応じた「人・農地プラン」 を策定するとともに、農地中間管理機構を通じて、担い手(認定農業者、集落営農型農業法人等)へ農用地の集積・集約を推進します。

②農作業の受委託

農作業の受委託により作業効率を高めます。

③農作業の共同化

営農組合等に農業機械を集約することにより、農家の負担を軽減し、農業機械の運行時間の増加など効率的な活用を図ります。また、農業機械を有効に活用するため、農作業の共同化を推進します。

④農業生産組織

営農組合や栽培農家グループの農業経営力を高め、法人化を推進することにより、経営面での充実を図ります。また、生産組織による農作物の販売や、農産物の加工販売、特産化を図るための情報や販売戦略の情報や学習機会を提供し、生産組織の6次産業化の支援を行います。

2 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1)農用地等の流動化対策

農業経営環境を守るため、優良な農地は集団で保全するよう努めます。農地中間管理事業、 農業経営基盤強化促進事業、農地移動適正化あっせん事業等農用地の流動化対策に関する各 事業の情報を伝えるとともに、集落ぐるみで農地の流動化対策を推進します。

(2) 農作業の受委託対策

農地中間管理機構を通じて、担い手(認定農業者、集落営農型農業法人等)へ農用地の集積・集約化を促すとともに、農業の担い手である、地域の営農組合の機械作業を行うオペレーターの機械運転講習や、農作業安全講習の受講をあっせんすることにより、農作業の受委託を促進します。

(3) 農作業の共同化対策

農家の農業機械への過剰投資を抑制するため、農作業の共同化による投資コスト削減等、 担い手への農業機械の集約を促進します。

(4) 農業生産組織の活動促進対策

小規模経営農家においては、本市の住環境の変化や農業従事者の高齢化等により、離農する農家が増加することが懸念されます。

このため、集落の優良農地の維持にあっては、農業の担い手となる集落営農組織の法人化 を促進することにより、組織の充実に努めると共に、集落営農組織による農業生産活動や用 排水路、ため池等の農業施設を維持する活動を支援します。

また、担い手が生産する農作物の付加価値を高めるため、都市近郊の地理的条件を活かした市場出荷や、地産地消を目的とした減農薬有機栽培野菜等の生産拡大を推進するとともに、環境こだわり米の一層の面積拡大を図ります。また、地域の特性を活かしたイチジク、モモ等の特産物の生産拡大と、ジャムなど農産物加工品の開発推進に努めます。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

第5 農業近代化施設の整備計画

本市の農業を持続的かつ安定的に発展させるためには、経営規模の拡大等、効率的な経営体の育成とともに、営農技術の普及や温暖化に対応する技術の開発、また安全で安心、新鮮な質の高い農産物の供給が必要です。

このため、農用地の計画的な利用および良好な営農条件を備えた農業生産基盤の整備を促進 し、高性能農業機械の導入と施設の近代化により、高度な農業経営を確立するための計画的な 整備を進めます。

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、これまで水稲育苗施設の整備や米・麦のカントリーエレベーターの整備など、農業の近代化に取り組み、農業生産の効率化と省力化を図ってきました。

今後は、施設の老朽化にともなう施設効率化が悪化する可能性があるため、施設の基幹整備などライフサイクルを勘案した維持補修を行い、施設の長寿化を図り、リニューアルなど計画的な施設計画を策定する必要があります。

このため、農業近代化施設については、今後は地域の実情を調査し、事業計画の策定に向けて検討を行い、計画が具体化されるものから随時取り組みます。

また、野洲川沿岸地区は、昭和30年頃に整備された幹線水路などの農業水利施設が老朽化 していることから、農業用水の効率的な利用による地域用水機能の向上を目的としたかんがい 施設の整備を行っています。

(1) 目標とする農業生産技術体系および農業生産組織の考え方

ア 米、麦、大豆

米、麦、大豆については、良質な売れる農産物の栽培促進を図り、自給率向上のため生産 拡大に取り組みます。また農畜産物集出荷貯蔵施設に環境こだわり米やこんぜ清流米など地 域特性に応じたこだわりの農産物を集荷し販売します。

イ 野菜・果樹

市内3箇所の直売施設(道の駅こんぜの里りっとう、道の駅アグリの郷栗東、田舎の元気や)において、地場野菜の販売促進を推進します。

また、青果産直センターに減農薬の野菜、果樹等を集約し生協への出荷を推進するほか、水田野菜の栽培を推進し市場等への出荷に努めます。

また、本市学校給食用野菜の生産を推進し、米、野菜等の供給に努めます。

(2) 生産、流通、加工の施設整備構想

栗東農産物処理加工施設を利用し、地元で生産された農作物をもち、豆腐等に加工することにより、付加価値を高めて販売します。

(3) 農業近代化施設整備の基本的考え方

農業近代化施設については、既存施設の維持管理点検を行い、既存施設の長寿命化を図ります。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

農業従事者の高齢化等により農業後継者不足は顕著で、農業の担い手不足が大きな課題である現状において、将来にわたって地域農業を担う、意欲ある担い手の育成・確保に向けて、農業団体等が一体となり担い手育成の目標を設定し、認定農業者の育成・確保や集落営農組織の法人化等、担い手の育成・確保に一層取り組みます。

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農内外から意欲ある若者が就農し、安定した農業経営を展開することができる農業の条件整備をはじめ、しがの担い手育成対策等の計画に沿って新規就農者の支援について、積極的な取り組みを農協、農業関係団体との緊密な連携のもとに推進します。

また、農業者が長年培ってきた知識や技術を活かして意欲に応じて活躍ができるよう、市内 3 箇所にある直売施設を充実し、農業生産や地域活動の場で、少量多品目栽培等による産直活 動などの活躍の場の拡大を図ります。

一方、生産者が自ら農産物を加工し流通販売を行う6次産業化への支援については、加工技 術や衛生管理の学習機会の提供などを行うことにより、商品化への支援に努めます。

また、アグリの郷栗東などの施設を利活用し、栗東農産物のブランド化に向けての研鑽研究に努め、農業就業者の育成確保を図ります。

さらに、農業分野における女性の社会参画を推進するため、関係機関、団体との連携のもと、 より一層の女性参画推進のための取り組みを行っていきます。

また、就農形態が多様化するなかで、農内外からの意欲ある若者等の就農を促進するため、情報提供・相談、体験・研修、参入準備、定着の各段階に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、特に、若者等の農業への就業を一層促進するため、栗東市チャレンジ農業塾をはじめ、指導農業士や滋賀県農業普及指導員と連携し、就農指導や農業学校の情報提供など、農業技術・知識を習得するための実践研修の支援や新規就農を希望者へ情報提供を行っていきます。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業法人への就職の円滑化と農業経営を担う人材の確保育成を図るため、新規就農希望者に対する就農相談や農業機械オペレーターとしての農作業の安全指導、大型農業機械の運転講習情報を収集し提供します。

また、認定農業者等の育成のため、農業経営改善計画の作成支援と、安定した農業経営を営むよう経営指導を滋賀県と連携し行います。また、計画の実現に向けての研修等の情報提供を行います。

4 森林の整備その他林業振興との関連	4	森林の	整備そ	の他林	業振興。	<u>ا</u> ر	の関連
--------------------	---	-----	-----	-----	------	------------	-----

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

長引く経済の低迷により、昨今の雇用動向は、大変厳しい情勢が続いており、農業を含めた 地域の産業振興・発展には、付加価値を高める農産物の生産の拡大や地産地消による消費者と 連携した農産物の栽培等による安定した収入を確保し、若年層の農業への就農促進を図ること が重要です。

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業生産基盤の整備を促進するともに、農業生産及び農業経営の合理化を促進し、基幹的な 農業従事者の確保に努め、産直施設や農産物加工施設を活用し、安定した就業機会の確保を図 ります。

農業を主とする専業農家については、安定収入のため、生協やスーパー、レストラン等への 販路拡大を支援し、安全安心こだわりの農産物を安定して供給できるよう品質向上や技術向上 に対する支援を行います。

また、兼業農家については、営農促進を図り、直売所への出荷や農業生産の意欲向上による農業収益の向上に努めます。

(単位:人)

勤務	Merce	Ī	栗東市内	I	į	栗東市外		(平)五、八)
形態	業種	男	女	小計	男	女	小計	総計
	林業·水産業							
	鉱業·製造業·建設業	17	3	20	33	3	36	56
	電気・ガス・水道業	2		2	5		5	7
	卸売·小売業	1		1	7		7	8
恒	金融•保険業	2		2	3	2	5	7
恒常的勤務	不動産業	3		3				3
野 務	運輸•通信業	5	2	7	8		8	15
	サービス業	19	3	22	15	2	17	39
	公務員	13	2	15	19	2	21	36
	その他	10		10	19	3	22	32
	小計	72	10	82	109	12	121	203
	林業•水産業	1		1				1
	鉱業·製造業·建設業	13		13		1	1	14
	電気・ガス・水道業	1	1	2				2
	卸売•小売業	4		4	1		1	5
自	金融•保険業							
自営兼業	不動産業	41	8	49	3		3	52
業	運輸•通信業	1		1	2		2	3
	サービス業	4	3	7	1		1	8
	公務員	1		1				1
	その他	11		11	2		2	13
	小計	77	12	89	9	1	10	99
出稼ぎ		1		1				1
	林業•水産業		1	1				1
	鉱業·製造業·建設業	7		7	4	1	5	12
	電気・ガス・水道業				1		1	1
_	卸売•小売業	1		1				1
日 雇	金融•保険業							
· 臨	不動産業	1		1				1
臨時雇	運輸•通信業		1	1	2		2	3
/庄	サービス業	17	3	20	4	1	5	25
	公務員	2		2	1		1	3
	その他	13	4	17	3	2	3	20
	小計	41	9	50	15	15	17	67
総計		191	31	222	133	15	148	370

(注) 資料: 栗東市の農業に関する農業従事者アンケート調査(令和2年10月実施)

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

地域の特性を活かしたいちじく、モモ等の特産農産物の生産拡大と、生産者による農産物の加工・販売による農業の6次産業化の推進や、生産者と商工業者との連携を図り、雇用と就労機会の拡大に努めます。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興と関連

第8 生活環境施設の整備計画

農業・農村は、食料を供給するだけでなく、農業の営みを通して、河川などの公共用水路などの豊かな自然環境や心やすらぐ田園景観を守り、農村文化を後世の子どもたちに伝えるといった、様々な役割を担っています。

近年、高齢化、混住化の進行による農業構造の変化や集落コミュニティの脆弱化により、今までと同じ仕組みでこうした役割を発揮することが困難になりつつあります。

そうした中で、農地や農業用水、集落の豊かな自然環境を、様々な人たちの参加によって守る「集落ぐるみの共同活動」や、これと一体的に行う「環境こだわり農業」を推進し、集落の保全と活性化を図ります。

1 生活環境施設の整備の目標

農業従事者の高齢化の進行などによる担い手不足、農産物の価格低迷、燃料等の高騰による 生産コストの増大などにより、農業所得は年々低下しております。このことから、地域における農業構造の改善が求められている中、地域住民のコミュニティ機能の向上を図ることが重要 です。

したがって、地域の実情を調査し、事業計画の策定に向けて検討を行います。

(1) A地区

都市近郊の立地条件を活かし、地産地消や直売施設の活用により、地域活力を高めコミュニティ機能の向上に努めます。

(2) B地区

こんぜの里りっとうなどの施設を活用し、自然環境に恵まれた条件を活かし、農業を媒体とした都市生活者との多様な交流によって、地域の活力と元気を高めます。

2 生活環境を図るための施設の整備計画 該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連該当なし。

第9 附 図 (別 添)

1	土 地 利 用 計 画 図	(附図1号)	Scale: 1/20,000
2	農業生産基盤整備開発計画図	(附図2号)	Scale: 1/20,000
3	農用地等保全整備計画図	()	_
4	農業近代化施設整備計画図	()	_
5	農業就業者・育成確保施設整備計画図	()	_
6	生活環境施設整備計画図	()	_
7	農用地利用計画図	(附図6号)	Scale: 1/2,500

[※]附図については、本計画よりデジタル化の積極的な推進を図るため、デジタルでの管理が可能となる情報を持つ図とします。

別記 農用地利用計画

(1)農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

令和2年度現在において、次表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内の土地のうち、同表の「農用地区域に含める土地」欄に掲げる土地を農用地区域とします。

イ 現況山林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

農用地区域内の農業上の用途区分別面積は、次表のとおりです。

○農用地利用計画の将来目標

地区記号			農用地区域の面積(ha)		
及び 地区番号	区域の範囲	に含める土地	現況農用地等	用途区分	
A – 1	都市計画法の市街化区域と市 街化調整区域の境界並びに栗 東市と草津市及び守山市との 境界線で囲まれた区域	附図1号の黄色で着色 した部分の土地	田 25.08ha 畑 0.27ha 樹園地 0ha 施設用地 0.08ha 小計 25.43ha	農用地 25. 35ha 施設用地 0. 08ha 小計 25. 43ha	
A-2	栗東市と守山市の境界線、野 洲川左岸線及び都市計画法の 市街化区域と市街化調整区域 の境界で囲まれた区域	附図1号の黄色で着色 した部分の土地	田 88. 22ha 畑 0. 55ha 樹園地 0ha 施設用地 0. 12ha 小計 88. 89ha	農用地 88.78ha 施設用地 0.12ha 小計 88.89ha	
A – 3	野洲川左岸線、都市計画法の 市街化区域と市街化調整区域 の境界並びに県道六地蔵・草 津線、県道栗東信楽線、農業 振興地域界、名神高速道路で 囲まれた区域	附図1号の黄色で着色 した部分の土地	田 41.61ha 畑 0.20ha 樹園地 0ha 施設用地 0ha 小計 41.81ha	農用地 41.81ha 施設用地 0ha 小計 41.81ha	
B — 1	下戸山、岡、目川、御園、上砥 山の区域 (農業振興地域の範囲内)	附図1号の黄色で着色 した部分の土地	田 118.86ha 畑 2.17ha 樹園地 0ha 施設用地 0.2ha 小計 121.23ha	農用地 121.03ha 施設用地 0.2ha 小計 121.23ha	
B – 2	荒張の浅柄野、美之郷、雨丸 の区域 (農業振興地域の範囲内)	附図1号の黄色で着色 した部分の土地	田 19.36ha 畑 17.43ha 樹園地 2.94ha 施設用地 0ha 小計 39.73ha	農用地 39.73ha 施設用地 0ha 小計 39.73ha	
B – 3	荒張の片山・走井・成谷、御園の山入・辻越・蔵町、中村の一部、井上、東坂、観音寺(農業振興地域の範囲内)	附図1号の黄色で着色 した部分の土地	田 107. 32ha 畑 1. 75ha 樹園地 0ha 施設用地 0. 21ha 小計 109. 28ha	農用地 109.07ha 施設用地 0.21ha 小計 109.28ha	
	슴 計		田 400. 46ha 畑 22. 37ha 樹園地 2. 94ha 施設用地 0. 61ha 小計 426. 37ha	農用地 425.77ha 施設用地 0.6ha 小計 426.37ha	

⁽注) 1 小数点以下を四捨五入しているため、各項目の和が合計値と異なる場合がある。